

令和2年度

大阪府内部統制評価報告書

審査意見書

令和3年10月

大阪府監査委員



## 令和2年度 大阪府内部統制評価報告書 審査意見

### 1 審査の対象

令和2年度大阪府内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

### 2 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているかを主眼として実施した。

### 3 審査の実施内容

評価報告書について、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料その他監査等によって得られた知見に基づき、大阪府内部統制評価報告書審査基準（以下「審査基準」という。）及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて審査した。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、知事から提出のあった評価報告書の評価手続の記載及び評価結果の記載に不適切な事項は見受けられなかった。

評価報告書に記載の入札関連資料を職員が事業者に漏えいするという不備は、府民の信用を失墜する不備である。従って、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていないと判断する。

#### （指摘事項）

職員による入札情報漏えい事案については、故意によるものであるが、府民の信用を失墜する行為である。本件について、当該職員の懲戒処分とともに綱紀保持及び職務上知り得た情報の管理を徹底し、さらに研修の機会等を通じて、法令遵守に対する職員の意識向上を図るなど、再発防止に取り組まれない。

### 5 意見

上記に加えて、今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

## (1) 内部統制体制について

内部統制評価部局は、第三者的な視点からより効果的なモニタリングを行う観点から、内部統制推進部局と異なる部局が担うべきである。

そして、評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあること、また、内部統制の整備及び運用の内容に精通し、評価の手法及び手続を十分に理解し適切な判断力を有することが望ましい。

本府においては、内部統制推進部局と評価部局のいずれの役割とも総務部法務課訟務・コンプライアンス推進グループで担当している。各所属に対する内部統制の推進と評価に関する依頼文書は「令和3年度の内部統制の推進及び令和2年度の内部統制の評価について（令和3年4月26日付け法第1161号）」として一体の文書で発出されており、それぞれが独立しているのかについて疑義を抱かざるをえない状況にある。

内部統制体制に関して、近隣や規模を同じくする府県の状況を確認したところ、いずれも推進部局と評価部局を下記のとおり異なる所属等とし、明確に分離している。

内部統制体制をより有効に機能させる観点から、財務会計事務の制度所管課等を内部統制体制に組み込むことなどにより、推進部局と評価部局とを異なる所属が担う、より充実した内部統制体制の構築を検討されたい。

### <内部統制体制の他府県の状況>

都道府県名	推進部局	評価部局	備考
滋賀県	行政経営推進課	人事課	
京都府	職員総務課	人事課	
兵庫県	出納局会計課	出納局審査・指導課	
奈良県	会計局	行政人材マネジメント課	
和歌山県	行政改革課	監察査察課	
東京都	総務局コンプライアンス推進部／コンプライアンス推進課	総務局コンプライアンス推進部／コンプライアンス推進課	推進と評価に各担当課長を配置
神奈川県	総務局総務室	総務局組織人材部	
愛知県	総務局	人事局	
福岡県	人事課内部統制室	人事課総務係	

## (2) 重大な不備の当否についての判断基準と判断過程について

今回の評価報告書においては、入札情報の漏えい事案以外にも、補助金や給付金の過誤払いや20%以上の所属で経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われているという不備が認められた。

しかしながら、これらの不備について、それぞれが重大な不備に該当するのか否かの判断基準と判断過程が必ずしも評価報告書において明確に示されていない。

次年度以降の評価においては、重大な不備に該当するのか否かの判断基準と判断過程が評価報告書において府民にも分かるような記載について検討されたい。

### (3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による内部統制の推進について

評価報告書において、庶務・諸給与の事務に係る、時間外勤務実績の登録・確認のプロセスにおいて、8.1%の所属で不備が認められた。また、特に留意すべき個別事案として抽出された補助金の過誤払いについては、大量のデータを取扱う支出事務の事案で、システムへの入力内容や入力内容の人的確認プロセスにおいてミスがあったため、過誤払いを生じた事案である。

これらのヒューマンエラーを防ぐためには、複数人でのチェックをさらに強化するなどの取り組みが必要となるが、一方でチェックの増加は組織の人的時間コストの増加につながることも懸念される。

今後、費用対効果も勘案した上で、行政事務の業務プロセスにおいてシステムによるチェック機能を拡充するなど、DXを推進することで、確実にこれらのミスを防止するとともに、職員がより創造的な業務に集中し、効率的に行政事務の質の向上を図るような内部統制の推進について検討されたい。

### (4) リスク評価・点検シート等の改善について

評価報告書において、特に留意すべき個別事案に掲げられた給付金の過誤払いなど、個別のシステムで管理されている大量かつ多額の歳入・歳出を所管している所属もある。

このような大量の案件を処理する財務会計事務については、検査等による網羅的なチェックが困難である一方、ミスが発生した場合には府民へ大きな影響を及ぼす。

財務会計事務においては所属ごとに特性があり、部局共通事務を中心に設定されている現行のリスク評価・点検シートの「リスクの具体例」以外にも、個別に高いリスクの事務があることを踏まえ、各所属の事務の事情に応じて的確に点検が行われるよう、次年度以降のリスク評価・点検シートの点検項目の改善について検討されたい。

## 審査の過程

### 1 審査にかかる各種規程等の整備

実施年月日	内 容
令和3年2月10日	大阪府内部統制評価報告書審査基準及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領を策定
7月21日	令和3年度内部統制評価報告書審査計画を策定 事務局審査の手引を策定

### 2 監査委員と評価部局との意見交換会

実施年月日	内 容
令和3年3月26日	令和2年度内部統制の評価について 令和3年度内部統制の推進について
6月23日	内部統制評価手順とスケジュール（案）について 令和3年度の内部統制の体制について
8月27日	令和2年度内部統制評価報告書（案）について

### 3 審査内容について

#### (1) 根拠規定等

大阪府内部統制評価報告書審査基準  
大阪府内部統制評価報告書審査実施要領  
事務局審査の手引

【府ホームページ リンク先】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansa/kankeihourei/index.html>

#### (2) 審査の手法

上記の根拠規程等に基づいて、評価部局から提出のあった知事部局内136所属分の関係資料を全件確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を実施した。

なお、ヒアリング等を実施した所属は、P5資料のとおりである。

**資料**

ヒアリング等を実施した所属（知事部局内 136 所属中、下記 24 所属）

部局名	所属名	実施期間	備考	
政策企画部	広域調整室	令和3年8月18日 ～9月7日		
	消防学校			
総務部	市町村課			
	契約局			
財務部	税務局			
スマートシティ戦略部	I C T 基盤課			スマートシティ戦略総務課に対して実施
府民文化部	日本万国博覧会記念公園事務所			
	パスポートセンター			
福祉部	高齢介護室			
	子ども室			
	障がい福祉室			
	子どもライフサポートセンター			
健康医療部	こころの健康総合センター			
商工労働部	商工労働総務課			
	中小企業支援室			協力金推進室に対して実施
	北大阪高等職業技術専門校			
	南大阪高等職業技術専門校			
	障害者職業能力開発校			
環境農林水産部	循環型社会推進室			
	水産課			
	家畜保健衛生所			
都市整備部	茨木土木事務所			
住宅まちづくり部	住宅経営室			
会計局	会計総務課			

※推進部局及び評価部局である総務部法務課については、随時、ヒアリング等を実施した。